精神障害者保健福祉手帳申請に必要なもの

申請には2通りの方法があります。必要なものを揃えて手続きをしてください。 更新申請は有効期限の3か月前から手続きできます。

【診断書で申請する場合】

- □ 申請書
 - ▶ 用紙は障害福祉課にあります。
- □ 手帳用診断書
 - ▶ 初診日から6か月経過後に申請することができます。
 - ▶ 診断書の作成日3か月以内に手続きしてください。
- □ 顔写真1枚(縦4cm×横3cm)
- □ 印鑑(認印可)

【障害年金証書等で申請する場合】

精神障害を事由とする障害年金などを受給している方が対象です。

- □ 申請書
 - ▶ 用紙は障害福祉課にあります。
- □ 障害年金の受給を確認できる書類
 - ▶ 障害年金証書,振込通知書,特別障害給付金の証書 など
- □ 顔写真1枚(縦4cm×横3cm)
- □ 印鑑(認印可)

【手帳交付までの流れ】

- ① 上記の申請書類を揃え、障害福祉課で手続きを行います。
- ② 手帳は、茨城県精神保健福祉センターの審査等により、2か月から3か月ほどかかります。特に年金証書などで申請する場合は、年金機構への照会等のため、3か月ほどかかります。
- ③ 手帳が出来上がったら、申請者へご連絡します。 郵送交付希望の方は、発送準備が整い次第、順次発送します。

申請の際には個人番号を確認しております。 ※詳しくは裏面をご覧ください。

【個人番号の確認について】

申請手続き時には、申請書の個人番号確認と、本人確認を行いますので確認書類の提示をお願いします。

① 【個人番号が確認できる書類の例】

個人番号カード, 通知カード, 個人番号が記載された住民票 など

- ② 【本人確認できる書類の例】
 - 一つの提示で確認できるもの 個人番号カード,運転免許証,旅券(パスポート),身体障害者手帳,療育手帳, 精神障害者保健福祉手帳(写真あり) など
 - 二つ以上の提示で確認できるものの例 健康保険証,年金手帳,精神障害者保健福祉手帳(写真なし),自立支援医療 (精神通院)受給者証 など

ご不明な点などあれば、お問い合わせください。

<問い合わせ先>

〒310-8610 水戸市中央1-4-1 水戸市保健福祉部障害福祉課 給付係 電話 029-232-9173 FAX 029-221-4447